特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	児童手当法による児童手当の支給に関する事務 目評価書	基礎項

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひたちなか市は、児童手当法による児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

	・個人情報の入手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞
	き取り調査により、本人であることを確認する。
	・申請書類は、必要な情報のみを記載する様式とする。
	・事務に係るシステムへの接続は、必要最小限の職員にのみ許可するため、端末及びID・パスワー
	ドによりアクセス制御している。
	・サーバについてはID・パスワードによりアクセス制御しており,サーバを設置している部屋について
特記事項	は入退室管理を行っている。
	・適宜データのバックアップを行い,遠隔地保管を行っている。
	・特定個人情報が記録されている機器の廃棄時には、確実にデータの復元が不可能となる手段で記
	憶媒体を物理的に破壊する。
	・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付け
	ている。
	・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱
	<u> 相段に基づき適正に保管等をするとともに </u>

評価実施機関名

ひたちなか市長

公表日

令和7年4月15日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	ひたちなか市は、児童手当法(昭和46年法律第73号。以下「法」という。)に基づき、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対する児童手当の支給等に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目評価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。また、各請求及び届出の受理については、書面によるもののほか、サービス検索・電子申請機能により行う。 1 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 3 未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 5 法第26条(第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 6 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の規定による父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間サーバー, サービス検索・電子申請機能, EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル	名
受給者台帳ファイル、児童台	帳ファイル,支給台帳ファイル,宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務を定める命令第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

					<選択肢>		
			-		1) 実施する		
①実施の有無	l :	実施する]		2) 実施しない		
					, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
					3) 未定		
	(特定個)	人情報の照会	:)				
	·番号法算	第19条第8号					
	行政手約	売における特	定の個人を識り	別するための番号	の利用等に関する	る法律第十九条	を第八号に基づく
							表の106及び107
②法令上の根拠		108条並びに		- - (- H -	2 7 - 7 1 4 10 133 E 1 - 1	A10 3 / A10 = A10 00	200100000
		人情報の提供					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	111111111111111111111111111111111111111	. /				
		第19条第8号					
				別するための番号			
	利用特定	個人情報の	是供に関する台	<u> う令第2条の表の4</u>	2, 125及び141の	<u>項,第44条,第</u>	127条並びに第

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	子ども部福祉事務所子ども政策課			
②所属長の役職名	子ども政策課長			

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	診務部総務課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	子ども部福祉事務所子ども政策課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した						
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		芮]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点					
2. 取扱者	数							
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点						
3. 重大事	3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	Į.			
[基礎 2)又は3)を選択した評価実が されている。	項目評価書 布機関については、そ] -れぞれ重点項目評	2) 基礎 3) 基礎	項目評価書 項目評価書及び 項目評価書及び	
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供ネットワー	ウシステムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	2) 十分	力を入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	2) 十分	力を入れている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入	れている]	2) 十分	力を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	2) 十分	力を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	版(委託や情報提供ネ	ベットワークシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	2) 十分	力を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない()	八手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	2) 十分	力を入れている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分で	ある]	2) 十分	力を入れている	

7. 特定個人情報の保管・消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない							
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じています。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行うこと。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられま						

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	各端末を使用するには、職員が設定したパスワードによる認証を行っています。さらにその端末から特定個人情報を含むシステムを使用するには、職員証等を用いた2要素認証を行いアクセス権限の適切な管理を行っています。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない聯員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられます。

変更箇所

変更箇層					I
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	り扱う事務	児童及び生徒を養育している者	児童を養育している者	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、中間 サーバー、マイナポータル	事後	
		(特定個人情報の庶宝) ・番号法第19条第7号 別表第2の74及び75の	(特定個人情報の照案)・番号法第19条第7号 別表第2の74及び75の		
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第40条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の26,30及び87 の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第19	項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号)第40条及び第40 条の2 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号 別表第2の26及び87の 項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	事後	
	Ⅱ しきい値判断項目	<u>冬乃75第44条</u> 	省会で定める事務及び情報を定める命会第19		
平成30年3月30日		平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年3月30日	いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, マイナポータル	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, サービス検索・電子申請機能	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条及び第40条の2(特定個人情報の提供)・番号法第19条第7号 別表第2の26及び87の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務条及び第44条	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号 別表第2の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条及び第40条の2 (特定個人情報の提供)・番号法第19条第7号 別表第2の26,87及び106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条及び第53条	事後	
令和2年3月31日	いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 5. ①評価実施期間における 担当部署 ②所属長の役職名	①福祉部福祉事務所児童福祉課 ②児童福祉課長	①福祉部福祉事務所子ども政策課 ②子ども政策課長	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	児童福祉課	子ども政策課	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年3月5日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
		・個人情報の入手については、本人の個人番号カード、通知カード若しくは身分証明書の提示 又は窓口での聞き取り調査により、本人である ことを確認する。	・個人情報の人手については、本人の個人番号カードその他の身分証明書の提示又は窓口での聞き取り調査により、本人であることを確認する。		
令和4年3月4日	表紙 特記事項	・機器の廃棄時には、データ消去ソフトの使用 又は物理的破壊を行っている。	・特定個人情報が記録されている機器の廃棄 時には、確実にデータの復元が不可能となる手 段で記憶媒体を物理的に破壊する。	事後	
		- 入手した個人情報に係る文書は、ひたちなか 市文書取扱規程に基づき適正に保管等をする とともに、廃棄する場合には、焼却その他の復 元できない方法により処分を行っている。	・特定個人情報に係る文書は、ひたちなか市特定個人情報等取扱要綱及びひたちなか市文書取扱規程に基づき適正に保管等をするとともに、廃棄する場合には、焼却その他の復元できない方法により処分を行っている。		
A11/E017/	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号		
令和4年3月4日	テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目	△ ₹10,54,81,0 0±,5	令和3年4月1日 時点	車後	
节和4平3月4日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	〒和3年4月1日 時 点	事後	
令和5年3月29日	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づ、基 時、特定個人情報ファイルを取り扱い。かつ、 。特定個人情報ファイルを取り扱い。かつ、 。特定個人情報ファイルを取り扱い。かつ、 。特定個人情報ファイルを取り扱い。かつ、 。特定個人情報ファイルを取り扱い。かつ、 。特定個人情報ファイルを取り扱い。本の、 。また、各請求及び届出の受理については、書面 によるもののほか、サービス検索・電子申請機 能により行う。 1 児童手当若しくは特例給付の受給資格及び まで、係る事実についての審査又はその請求に 対する応答に関する事務 2 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求 2 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求に 対する応答に関する事務 2 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請 第次の受理、その請求に好する応答に関する事務 3 未支払の児童手当若しくは特例給付の額 の受理、その請求に係る事実についての審査 又はその請求に対する応答に関する事務 4 法第26条各項(第2項を除き、法附則第2 条第3項において準用する場合を含む。)につ いての審査又はその届出に対する応答に関す る事務 5 法第28条(法附則第2条第3項において準 目する場合を含む。)の規定による資料の提供 等の求めに関する事務	いう。) 及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基は、次に掲げるものとする。また、各請求及び届出の受理については、書間により行う。1 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びもの観にかいての認定が、サービス検索・電子申請能により行う。1 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びもの観にかいての認定が、サービス検索・電子申請求に係る事実についての審査又はその請求の受理、その請求に対する応答に関する事務の受理、その請求に対する応答に関する事務の受理、その請求に対する応答に関する事務の受理、その請求に対する応答に関する事務の受理、その請求に任る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務の受理、その請求に対する応答に関する事務の受理、その届出に対する応答に関する事務の場で、2年の届出に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務の場で、第26条(第2項を除る事実についての審査といる。第26条(第2項を除る事実についての審査といる。第26条(第2項を除る事実についる事務と、法第28条(法附則第2条第4項において準期する場合を含む。)の規定による資料の提供等の求めに関する事務	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	6 児童手当法施行規則(昭和26年厚生省会 福祉部福祉事務所子ども政策課	6	事後	
令和6年4月2日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ 連絡先	福祉部福祉事務所子ども政策課 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	子ども部福祉事務所子ども政策課 茨城県ひた ちなか市東石川2丁目10番1号 029-273-0111	事後	
令和6年4月2日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月2日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	評価書名 ほか	児童手当及び特例給付	児童手当	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に対する児童手当又は特例給付の支給等に関する事務を行っている。これらの事務のうち、行政手続における特定の協議は、以下「番号とがある。とは、ない。とは、ないる、ないる。とは、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる、ないる	の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)に基づき、特定個人情報ファイルを取り扱い、かつ、基礎項目計価書の作成を行う必要のある事務は、次に掲げるものとする。また、各請求及び届出の受理については、書面によるもののほか、サービス検索・電子申請機能により行う。 1 児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 2 児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に伝る事に関する事務 2 児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に伝る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間 サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童手当システム, 宛名管理システム, 中間 サーバー, サービス検索・電子申請機能, EUC システム	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第44条	・番号法第9条第1項 別表の81の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 別表第2の74及び75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条及び第40条の2(特定個人情報の提供)・番号法第19条第8号 別表第2の26,87及び106の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第44条及び第53条	(特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号 ・ 番号法第19条第8号 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号 に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表の106及び107の項、第108条並びに第109条 (特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号 ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の42、125及び141の項、第44条、第127条並びに第143条	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠		マイナンバーの登録の際には、本人からのマイナンバー取得を徹底しています。また、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を請じています。、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底すること。・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないがブルチェックを行うこと。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられます。	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリス クへの対策	事後	
令和7年3月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠		各端末を使用するには、職員が設定したパス ワードによる認証を行っています。さらにその端 末から特定個人情報を含むシステムを使用す るには、職員証等を用いた2要素認証を行いア クセス権限の適切な管理を行っています。これ らの対策を講じていることから、権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は「特に力を 入れている」と考えられます。	事後	